ともに日弁連を変えよう！
市民のための司法をつくる会（変えよう！会）
代表：及川　智志　（顧問：宇都宮健児・海渡雄一）
（連絡先：国府泰道　TEL 06-6311-9182 FAX 06-6311-9280）

弁護士偏在対策ー弁護士人口増は処方箋ではない！

地方会会員からの意見　　大田原俊輔（鳥取県弁護士会）

地方の会員数の維持・増加を安易に司法試験合格者数増加に求めようとすることについて地方会の立場から危惧します。

鳥取県弁護士会は現在の会員数６８名であり、函館弁護士会に次ぐ、下から２番目の会員数の小規模会です。平成１０年代までは会員数は２０名台で推移しており、県全体が弁護士偏在問題の対象地のようなものであったため、過去には「弁護士人口倍増宣言」を行い、鳥取県の行政を巻き込んで一大入会キャンペーンを実施した単位会でもあります。この会員数までの増加を見たのは、司法試験合格者数が増加して、都会で就職できない修習生が地方での就職を検討するようになったことが反映している面は否定できません。

しかし、それ以上に、鳥取県配属の修習生に対して手厚い指導・交流をしてきたことで、そのまま多くが鳥取に残ることになったと思っています。合格者数が１０００人を超えたあたりから会員数が増え始めましたが、２０００人を超えたからといって特に大きく増加はせず、過去に数ヶ月だけ７０人を超えた時期がありましたが、この１０年ほど会員数６０名台で落ち着いています。このことは、鳥取県の人口規模から既に市場は飽和状態であることが明白となっていて、都会であふれているからといって入会し、定着する動機にはならなかったことを意味しています。

このように都会で弁護士があふれたことが、地方会の会員増加に結びつかなくなった反面で、都会での弁護士増を背景として生じた問題は、次々と地方会にやってきます。ネットやテレビCMで集客して依頼者の預かり金を着服しそうな事務所が支店を出そうとすればそれに対処しなければならず、成年後見人の不祥事が増えたと言えば、会を挙げて他人の不祥事のための掛け金を拠出する保険に加入する勧誘を行わざるを得ないことになります。この１０年で本来なら不要な会務がどれだけ増えただろうかと思います。地方会にとって、弁護士数の維持・増加の処方箋を安易に司法試験合格者数の増加に求めるならば、都会からそれ以上の会務の負担となって弊害が押し寄せてくる結果となると思われます。

地方に弁護士が来ない、だからもっと弁護士は増やした方が良い、そういう意見がまことしやかに語られ、それが日弁連の「司法試験合格者数１５００人維持路線」の有力な根拠にも挙げられています。

しかし、それは間違いです。**問題の根本は**、いまの「大都会一極集中型」の日本の社会・経済構造にあり、この問題は、**法曹人口政策で解決できる問題ではない**からです。

この問題を解決するためには、地方の採用希望事務所と就業希望弁護士とのマッチング、地方に定着しやすくなる環境の整備、地方ならではの仕事や生活の充実といった魅力の発信、そうした効果的で具体的な施策を展開する必要があります。

地方に弁護士が来ないから弁護士を増やし続けるという政策は、間違いであるばかりか、弁護士会全体の弁護士過剰・弁護士過当競争の弊害をより深刻化させます。

【当会にご賛同を！】　ファックス 06-6311-9280　メール kokufu@taiheiyolaw.com

□当会の賛同者になる　□賛同者名公表に同意する　□賛同者メーリングリストの登録に同意する

（お名前）＿＿＿＿＿＿＿＿　（所属会）＿＿＿＿＿＿＿＿

（登録番号）＿＿＿＿＿＿＿＿　（メールアドレス）＿＿＿＿＿＿＿＿

活動資金のカンパをお願いいたします

三井住友銀行伊丹支店　普通預金　５０５５９３３　変えよう会　会計　武本夕香子（カエヨウカイ　カイケイ　タケモトユカコ）

チェンジ日弁連